

---

## わが国におけるイベント開催時の医療救護派遣の実態について

(林 靖之ほか、日本集団災害医学会誌 17:372-376, 2012)

2017年7月7日、災害医学抄読会 <http://plaza.umin.ac.jp/~GHDNet/circle/>

---

我が国では現在、各地域で様々なイベント・催し事が開催されている。規模の大小にかかわらず、安全面での管理は当然必要とされるが、現在イベント開催時の安全確保や事故発生時の対応について明確な基準などはなく、積極的な検討が行われるようになったのは2000年以降のことである。この調査では安全な医療救護展開を行うための判断基準作成を目的として、イベント開催時の医療救護派遣の実態を全国の救急救命センターに対し、アンケート調査を実施し、調査結果を報告、考察している。

### [アンケート対象と回答]

233の救急救命センターを対象としてアンケートを行い、117施設から202件の回答を得ている。

### [アンケート内容]

質問内容と結果は以下の通り。

- ・派遣経験（派遣経験がある63%）
- ・救護所の位置づけ（明確に定めていない47%、往診と定義4%、病院支所と定義3%、不明55%）
- ・保健所への届け出（なし82%、あり9%、不明9%）
- ・派遣に関するデータ収集の有無（実施していない32%、実施している32%、不明39%）
- ・イベントのタイプ（スポーツ関連69%、祭事関連36%、会議5%、音楽祭2%）
- ・依頼元（主催者61%、行政組織36%、日赤11%、医師会4%）
- ・派遣にかかわる部署（病院全体41%、救命救急センターまたは救急部単独33%、院内特定部署24%）
- ・派遣職種（医師80%、看護師73%、事務職14%、技師8%）
- ・派遣費用負担者（主催者関連59%、派遣元の病院負担15%）
- ・派遣者の勤務形態（勤務扱い34%、謝金・交通費ありの休日扱い23%、勤務状況により前述2項目のいずれかを採用18%、謝金・交通費支給なしの休日扱い17%、交通費支給ありの休日扱い2%）

であった。（%残りはその他、またはなし・不明など）

### [考察]

イベント開催時の医療救護派遣の形態は様々であったが、イベントの規模や派遣内容

などの踏み込んだ調査は行わなかったため、医療救護そのものの必要性や派遣基準については明確にできなかった。しかし、今回の調査で明確になった点がいくつかあげられる。

救護所の形態を仮設の診療所として定義するならば、医療法により保健所への届け出義務が発生するが、明確に定義づけされている施設は少なく結果として保健所への届け出についてもほとんどされていないことが明確となった。また、それらのデータについても収集している施設は少なかった。今後、救護所の定義においてはさらに踏み込んだ議論が必要であると考えられる。

次にイベント開催者はスポーツ関連が多くを占めていることが明らかになった。これは主催者側がスポーツイベントの観点から医療救護の必要性を認識していることの表れであると考えられる。

次に派遣にかかわる部署は施設によりさまざまであったが、派遣職種は医師、看護師が大半であった。これは当然の結果であると考えられるが、医療行為に付随する事務手続きに関しては事務職員が行うはずであるが事務職員の派遣は今回の調査では少なかった。その必要性の認識向上については今後の課題であると考えられる。

最後に勤務形態については、施設、主催者側の事情によりさまざまであったが、身分保障を担保するための何らかの対策が必要であると考えられる。